

長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針

令和 6 年 3 月

(最終改定 令和 7 年 8 月 2 1 日)



長岡市・長岡市教育委員会

目 次

基本方針策定の趣旨	1
I 学校部活動	2
1 基本的な考え方	2
2 方針の実現に向けた具体的取組	2
(1) 適切な指導の実施	2
(2) 学校ごとの活動方針の作成等	2
(3) 適切な休養日及び活動時間等の設定	3
(4) 事故防止の取組	3
(5) 体罰等の禁止	4
(6) 保護者及び地域等との連携	4
(7) 部活動を支える環境整備	4
II 地域クラブ活動	5
1 基本理念	5
2 地域クラブ活動の開始時期	5
3 地域クラブ活動の在り方	5
(1) 位置付け	5
(2) 対象者	6
(3) 実施体制	6
(4) 活動場所	7
(5) 参加費等	7
(6) 保険の加入	7
(7) 適切な指導の実施	7
(8) 適切な休養日等の設定	7
4 指導人材の取り扱い	8
5 中学校との連携等	8
6 近隣市町との連携	8
7 その他	8
III 大会の参加等	9
1 参加団体	9
2 引率者	9
3 参加する大会等の精査	9
4 大会等に対する支援	9
5 大会等の主催者に対する要請	9
IV その他	9

基本方針策定の趣旨

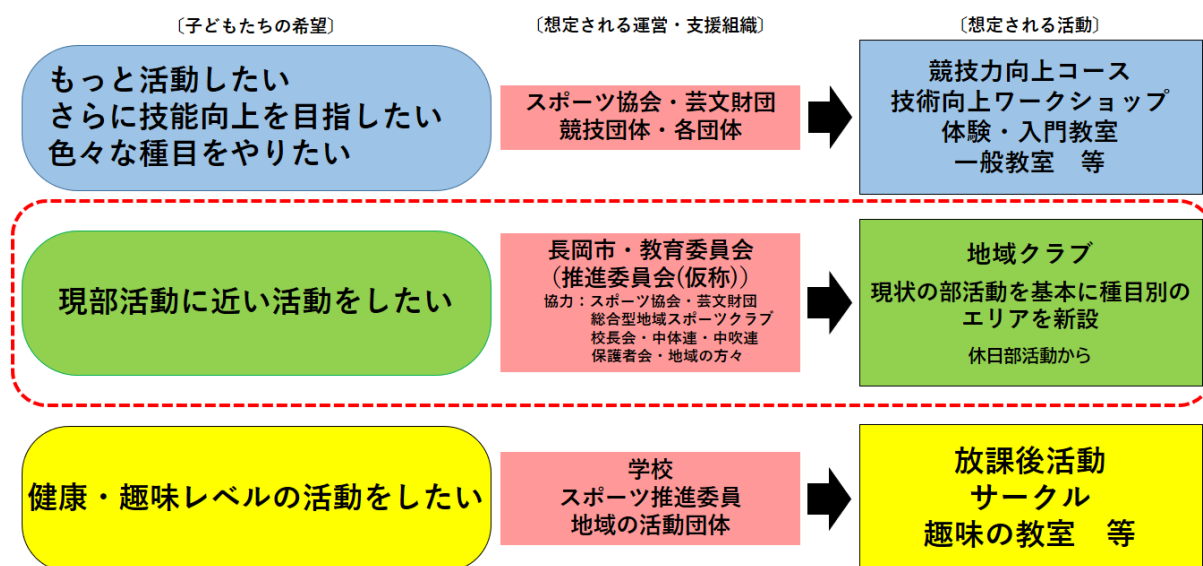
中学校部活動は、同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築のほか、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきた。

しかし、少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するための持続可能な活動環境の整備が求められている。

このような状況の中、国は、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示した。

これを受け、長岡市では、令和3年度に長岡市スポーツ・文化芸術活動環境整備検討委員会及び同検討小委員会（以下「検討委員会等」という。）を立ち上げ、市内の中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境の整備に向けて検討を進め、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備に向けて、市が目指すジュニア活動環境の全体構想をまとめた。

長岡市ジュニア活動環境 全体構想



長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針（以下「市基本方針」という。）は、この全体構想やこれまでの検討委員会等における検討結果、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえ、本市における中学校部活動と全体構想の中段の地域クラブ活動の実施について、市の基本的な考え方を示すものである。

I 学校部活動

1 基本的な考え方

中学校における部活動は、望ましい人間形成に資するものであり、生徒にとって適切なスポーツ・文化的活動等の環境を構築するという観点から、部活動が以下の点を重視し、最適な形で実施されることを目指す。

- (1) 生徒がスポーツ・文化的活動等に親しむことで、スポーツや文化的活動等の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持、増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、効果的に取り組む。
- (3) 生徒の心身の発育、健全な成長を促すために科学的根拠に基づき指導を行う。さらに、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担とならないよう適切な活動日数や活動時間を定め、各校で計画的に部活動を実施する。

2 方針の実現に向けた具体的取組

(1) 適切な指導の実施

- ① 学校の教育活動の一環として行われる部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により、学級や学年の枠を越えて行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を目指す。
- ② 生徒の健全な心身の育成と豊かな人間性を育むために、学校生活とバランスのとれた運営と指導を行う。また、生徒の健康面・精神面及び部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導に当たる。
- ③ 運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導する。
- ④ 顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下「顧問等」という。）は、技術指導のほか、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身につけていく。
- ⑤ 顧問等は、部活動の特性を踏まえた科学的トレーニング方法や練習方法などを積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- ⑥ 顧問等は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて、ニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定する。

(2) 学校ごとの活動方針の作成等

- ① 学校は、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、新潟県教育委員会「新潟県部活動の在り方に係る方針」、「市基本方針」及び自校の実態等を踏まえ、「学校ごとの活動方針」（以下「各校の方針」という。）を作成する。また、各校の方針を学校ホームページで公開するとと

もに、PTA総会等で公表し、周知と啓発を図る。

② 顧問は、「各校の方針」を踏まえ、部活動の活動日や休養日、大会等を含めた年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月及び年間の活動実績報告を作成し、校長に報告する。

③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績報告の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教師の負担が過度にならないように適宜指導を行う。

④ 市教育委員会は、年度の始めに「各校の方針」と年間活動計画の提出を受け、年度の終わりに年間活動実績の報告を受け、適切な指導と助言を行う。

(3) 適切な休養日及び活動時間等の設定

① 部活動における休養日については、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週当たり2日以上（平日（休日以外の日とし、長期休業期間においても同様とする。以下同じ。）に1日以上、休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とし、長期休業期間においても同様とする。以下同じ。）に1日以上）の休養日を設定する。

② 1日の活動時間は、学校の休業日（学期中の休日を含む。）は3時間程度、それ以外の日は2時間程度とする。早朝に部活動を行う場合も1日の活動時間に含め、生徒が教育活動に支障をきたしたり、家庭生活とのバランスを崩したりすることがないように配慮する。

③ 大会やコンクール、練習試合等で長時間の活動になる場合は、大会後に休養日进行、生徒の健康面や学校生活に支障がでないように配慮する。

※ 運動を週16時間以上するとけがのリスクが高まる。（「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会））

④ 長期休業中は、学校無人化の期間は原則活動を行わず、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、生徒が家族・地域で過ごす時間の確保や部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮して、生徒にとって無理のない適切な活動を行う。

⑤ 大会や練習試合への参加を精選し、生徒への疲労蓄積につながらないよう十分配慮するとともに、保護者の過度な負担にならないよう配慮する。

(4) 事故防止の取組

① 顧問等は、日頃より生徒の健康状態や体力・技術の習得状況を把握するとともに、施設設備・用具等の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

② 顧問等は、生徒の体調が優れない場合に、顧問等に申告できる雰囲気づくりを大切にする。また、近年の温暖化による熱中症の予防対策を行うなど、活動を取り巻く環境面に配慮した生徒の体調管理の対応を行う。

③ 顧問等は、生徒に事故があった場合の校内体制及び関連機関への連絡体制を確認しておく。また、AED等の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切な対応ができるようにする。

- ④ 顧問等は、事故が起こった場合には、生徒の安全を第一に適切な対応を行うとともに、管理職に速やかに報告し、指導を仰ぐ。

(5) 体罰等の禁止

- ① 顧問等は、いかなる理由があっても体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、絶対に行わない。
- ② 顧問等は、生徒の人格を否定する発言や威嚇、威圧的な言動など、指導者として信用を失墜させる行為（ハラスメント）は決して許されないものであることを認識し、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であるという自覚をもって指導に当たる。

※ 具体的な指導の実施にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省平成25年作成）を参考にする。

- ③ 校長は、部活動で厳しい指導と称して体罰を正当化する風潮や人権尊重の精神に反するハラスメントは決して容認されるものではないとの認識を教職員にもたせ、適宜顧問等に指導を行うなど、体罰等を行わないための取組を行う。
- ④ 顧問等は、個人情報取り扱いについて注意を払い、漏えい等が無いよう学校の規則に則り適切に管理する。

(6) 保護者及び地域等との連携

- ① 顧問は、各部の活動方針や活動計画・活動状況等について、保護者への説明や意見交換をする機会を設定し、保護者の理解を得るように努める。
- ② 顧問は、活動中のけが等に関して速やかに保護者に連絡し、状況の説明を行う。
- ③ 学校は、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に進め、複数の指導者による適切な指導体制の構築を図る。
- ④ 部活動が地域クラブやその他のクラブと連携する場合は、生徒の心身の健全育成や適切な休養日の設定といった点に特に留意し、十分に調整を図る。

(7) 部活動を支える環境整備

- ① 学校は、生徒の安全の確保の観点から、部活動の設置に当たっては、複数顧問体制による運営が可能となる数を目安とする。
- ② 市教育委員会は、学校の実情に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置する。
- ③ 学校は、生徒数、教職員数の減少から、現在設置されている部活動で公式戦に出場するための人数を満たさない場合は、他校との合同チームを検討する。また、学校規模、生徒数、教職員数、各部の部員数を考慮し、部活動の設置について生徒のニーズを把握し、保護者等と連携しながら検討を行っていく。

Ⅱ 地域クラブ活動

1 基本理念

長岡市地域クラブ活動（長岡市地域クラブの認定等に関する要綱（令和7年長岡市告示第75号）の規定に基づく認定を受けた地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）が実施する地域クラブ活動をいう。以下「地域クラブ活動」という。）は、次のことを基本理念として実施する。

- (1) 学校部活動が有している、生徒の自主性・自発性に基づく、異年齢との交流等を通じた多様な学びの場としての教育的意義を継承し、発展させるものであり、中学生の心身の健全育成を至上の目的とする、中学生の望ましい成長に資する活動であること。
- (2) 地域において、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に等しく、継続して親しむことができる機会を提供する持続可能なものであり、地域におけるスポーツ・文化芸術の振興に資する活動であること。

2 地域クラブ活動の開始時期

地域クラブ活動の開始時期は次のとおりとし、休日の活動の開始後は休日の学校部活動を、平日の活動の開始後は平日の学校部活動を廃止する。

(1) 休日の活動

休日の活動は、令和7年9月から全市一斉に開始する。ただし、種目の事情により、一部の種目において、開始日が前後することがある。

(2) 平日の活動

休日の活動を実施する地域クラブが平日の活動を開始する時期は、休日の活動の開始後、その実施状況等を検証し検討する。

※ 平日のみ活動している部活動に係る地域クラブ活動を開始する時期については、別途検討する。

【開始時期のイメージ】

区分		R 5	R 6	R 7	R 8 以降	時期未定
平日	中学校の部活動	→				→
	地域クラブ活動					→
休日	中学校の部活動	→				
	地域クラブ活動				→	→

9月から
休日の地域クラブ活動を
市内一斉に開始

平日の地域
クラブ活動
を開始

3 地域クラブ活動の在り方

(1) 位置付け

本市においては、地域クラブ活動は、学校教育外において学校と地域との連携・協働

によって行われる、子どもたちがそれぞれのウェルビーイングの実現に向けて取り組む学びの場として位置付ける。

(2) 対象者

原則、希望する市内在住の中学生とする。ただし、一部の種目については小学生も対象とする。

(3) 実施体制

地域クラブ活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施する。

① 管理主体

地域クラブ活動を基本理念に沿う活動とするために、地域クラブ活動の全体的な方針、地域クラブ活動に関する施策などを検討の上決定し実施するとともに、地域クラブ並びに長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱（令和7年長岡市告示第76号）の規定に基づく認定を受けた指導スタッフ及び活動サポーター（ボランティアを含む。以下「指導人材」という。）を監理する。

② 地域クラブ活動推進協議会

保護者や競技団体の代表、学識経験者などで構成される組織であり、地域クラブ活動を基本理念に沿う活動とするために、管理主体の求めに応じ、地域クラブ及び指導人材の認定等並びに実施における諸課題等に対する提言を行う。

③ 運営主体

中学生の誰もが、住んでいる地域や経済的な事情などに左右されずに、希望する活動を行うことができる環境を整備するために、参加費の均一化を主たる目的として、参加者の募集、保険の加入、参加費の集金、指導報酬の支払いなどの事務を一元的に管理する。

④ 支援団体

地域クラブ活動を持続可能なものとするために、地域クラブ活動の指導人材の量の確保と質の向上を図るための指導人材の発掘、育成、地域クラブへの指導人材の紹介のほか、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行う。

⑤ 種目別コーディネーター・サブコーディネーター

地域クラブ活動を持続可能なものとするために、種目ごとの活動エリアの調整、地域クラブと中学校、競技団体との連絡調整、地域クラブの活動の実施における課題の把握と課題に対する助言、指導等を行う。

⑥ 地域クラブ

中学生に担当種目の活動環境を提供するために、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動にかかる消耗品費、大会参加費等）の管理（集金、支払い）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行う。

⑦ 指導人材

地域クラブ活動において、地域クラブの活動計画に基づき、練習の指導、大会などの引率等を行う。

⑧ 保護者会

地域クラブ活動の参加者の保護者などで構成される組織であり、令和7年9月に開

始する地域クラブ活動においては、クラブ運営費の管理などを行う。

(4) 活動場所

- ① 地域クラブ活動は、学校施設を基本の活動場所とし、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とする。
- ② 市は、活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署又は機関と必要な調整を行う。

(5) 参加費等

- ① 地域クラブ活動の維持・運営に要する費用は、参加者（その保護者を含む。）の負担とする。
- ② 運営主体は、地域クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち指導報酬、保険料等にあてるため、参加費を集金する。
- ③ 地域クラブ又は保護者会は、地域クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち活動に必要な消耗品の購入費、大会参加費等にあてるため、必要に応じてクラブ運営費を集金することができる。なお、クラブ運営費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。
- ④ 市は、参加費の低廉化等を図るため、必要に応じて対策を講じるものとする。

(6) 保険の加入

- ① 地域クラブ活動の参加者及び指導人材は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを条件とする。
- ② 運営主体は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、参加者及び指導人材に対して指定する保険の加入を義務付ける。

(7) 適切な指導の実施

地域クラブ活動においては、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、次のとおり指導を実施する。

- ① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
- ③ 管理主体が作成したもののほか、中央競技団体又は学校部活動にかかわる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。

(8) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、成長期にある参加者の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守する。

- ① 学校の学期中は、週当たり2日以上（平日において少なくとも1日以上、休日において少なくとも1日以上）を休養日とする。
- ② 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設ける。また、参加者が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 休日に大会参加等で活動し、休日に1日以上休養日を設けることができない場合

は、休養日を他の日に振り替える。なお、休日のみ活動する地域クラブ活動においても、原則として1日以上を休養日とし、休日に大会参加等で活動し、休日に1以上の休養日を設けることができない場合は、休養日をほかの休日に振り替える。

- ④ 1日の活動時間は、長くとも学校の休業日（学期中の休日を含む。）は3時間程度、それ以外の日は2時間程度とする。
- ⑤ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行う。

4 指導人材の取り扱い

- (1) 地域クラブ活動における指導人材については、市立学校の教職員の兼職兼業を認める。
- (2) 指導人材に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応については、種目別コーディネーター・サブコーディネーターや支援団体が設ける相談窓口のほか、競技団体等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

5 中学校との連携等

- (1) 地域クラブとその活動エリア内の中学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体での中学生の望ましい成長の保障に努める。
- (2) 管理主体及び運営主体は、種目別コーディネーター・サブコーディネーターと連携し、地域クラブ活動が前記3に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブの取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- (3) 中学校長は、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知する。
- (4) 学校部活動の地域移行が完了するまでの間は、地域クラブ活動の指導人材と学校部活動の顧問等の間であらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行う。

6 近隣市町との連携

地理的な条件等により市内の希望する地域クラブ活動に参加することが困難な中学生が、近隣市町において実施する希望する地域クラブ活動に参加する機会を確保するために、近隣市町と連携し、相互利用の環境を整備する。

7 その他

- (1) 管理主体及び運営主体は、将来的に地域クラブ活動が中学生だけでなく、ほかの世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになることや、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること等を目指し、地域クラブ活動の充実を図る。
- (2) 地域クラブ活動の実施に関する詳細は、別に定める。

Ⅲ 大会等の参加等

1 参加団体

「新潟県における休日の部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）の方針について（通知）（令和5年3月29日付け教保第1325号）」の趣旨に沿い、活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することができる団体は、地域クラブ活動の開始後においては地域クラブとし、それまでは中学校の部活動とする。ただし、地域クラブでの参加が困難であると認められるときは、学校部活動として参加することができるものとする。

2 引率者

地域クラブ活動における大会等の引率は、地域クラブの指導人材が行う。

3 参加する大会等の精査

参加する大会等は、中学生の教育上の意義や、中学生や顧問、指導人材の負担が過度としないことを考慮して精査する。

4 大会等に対する支援

市は、地域クラブが大会等に参加する場合には、大会等に対する現行の支援等を見直し、必要に応じて参加者に対する助成や大会等に対する後援、公共施設の貸与等の支援を行う。

5 大会等の主催者に対する要請

市教育委員会及び管理主体は、大会等の主催者に対し、次のことを要請する。

- (1) 大会参加者の健康と安全を守るため、体調管理を最優先に安全確保に努めること。
- (2) 大会等に参加することが中学生とその保護者、指導者等の過度な負担とならないように、学校生活との適切な両立を前提として、大会等の開催回数を種目、部門、分野ごとに適正な回数に精選するとともに、大会等の統廃合等を検討すること。
- (3) スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催するとともに、誰もが参加機会を得られるように、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をすること。

Ⅳ その他

- 1 平成30年10月に策定した「長岡市中学校部活動基本方針」は廃止する。
- 2 市及び市教育委員会は、本基本方針について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行う。